

大阪市長 横山 英幸 様

要望書

私たち釜ヶ崎就労・生活保障制度の実現を目指す連絡会は、昨年度も数回にわたり「要望書」を提出してきました。昨秋、9月26日、12月5日の要望に対する意見交換の場での大阪市の回答でいまだ不明で確定していない点、積み残しとなっていた点などについての説明を受けるべく、3月19日にも施策の説明、意見交換の場を設けましたが、新年度が始まる直前であったにもかかわらず、「大阪市に対する要望」に「担当部署が違うのでわかりません」とか、具体的な方策を質問する私たちに「センター建て替えに伴う野宿者に対する対応は丁寧に行います」と昨9月と同様の回答を繰り返すだけで、誠意ある態度で向き合ってもらえませんでした。9月、12月、「検討中で議会の承認も済んでいないので…」と回答を引き延ばしながら、3月になっても同様の回答の繰り返しで何ら誠意のかけらもない回答でした。

私たち釜ヶ崎就労・生活保障制度の実現を目指す連絡会とそこに結集する労働者、釜ヶ崎労働者を支援してきた諸団体、諸個人は1993年のバブル経済の崩壊以降の失業・野宿者の増大以来、地域の住人、商店主、ドヤ主のみなさんをも巻き込み、高齢者特別清掃、シェルター建設・運営を提案し、労働者の生活を守りながら、地域の安定・住みやすいまち、再生・再チャレンジのまちづくりにも貢献してきたと自負しています。

1. 新労働施設建設にあたり、旧センター回りをやむなく居所としている失業し野宿をせざるを得ない労働者たちが居場所・寝場所を失わないように配慮した丁寧な支援策を用意すること。
私たちは野宿を固定化するような一方的な「排除」をゆるさない。野宿から脱出するための具体的支援方法を示せ。
2. 住宅費の単体給付や簡宿の借り上げなど個々の利用者に合わせた支援をすること。
 - ① 住宅費の単体給付は野宿からの脱出にとって非常に有効だと思いますが、なぜ、大阪市は単体給付を拒否するのか回答すること。
 - ② ホームレス地域移行支援事業がセンター建替えによって居所を失う旧労働センター周辺野宿者の野宿からの脱出にどう貢献できるのかについて回答すること。

- ③ ホームレス地域移行支援事業はシェルター廃止の為だという意見が地域住人の共通認識となりつつあるが、今後の施策を示すことによって事実を明らかにせよ。

3. コロナ禍で明らかになったようにホームレス状態で生活している者・住まいが不安定な状態にある者が隔離・自宅待機を必要とされる場合、その他精神的病の発病などで共同の場所で寝泊まりできない者が直ちに利用できる待機場所、緊急の宿泊が可能な場所を市の責任で作rinaさい。

土日祝祭日、平日の行政窓口が対応できない時間帯に、感染症対策としても困窮者対策としても、何時でも緊急宿泊、あるいは待機できる場所を地域内に確保しなさい。

4. 旧あいりん総合センター北側エリアで建設が検討されている福利・にぎわい施設について、もともとこのエリアを拠点としてきた釜ヶ崎の労働者・生活保護受給者、また社会参加機会を必要とする大阪市内の生活困窮者等も活用しやすい施設となるよう社会的包摂に配慮すること。福利だけではなく福祉の窓口を作れ。

- ① 建設される施設の建設・管理を行う事業者が、地域の労働者・生活保護受給者、また大阪市内の生活困窮者に、ステップアップに資する活動、有償の軽易な作業等を管理業務等の中から切り出して提供するとともに、継続的に年度ごとの目標を設定し、行政・地域団体と協議しながら進めていくようにすること。
- ② 路上、公園、河川敷等で野宿をしている者だけでなく、仕事と住まいが不安定な生活をしている者は、ネットカフェ、簡易宿所、寮等に存在しているので、巡回相談の業務を改編しつつ、総合的な相談対応を果たしうる入口機能を、北側エリアを軸に構築すること。その策を具体的に示せ。
- ③ 西成区保健福祉センター分館、西成市民館のような「年寄り」「障害者」を拒む手拔きの「福祉施設」を放置せずバリアフリーとし、高齢者、障害者、女性や外国人労働者など、生活上の困難を抱えやすい層が利用しやすい相談窓口をつくり、合わせて生活保護、介護、障害者支援などで行政の措置権限を持つ出張窓口を設けるなど、地域の実情に沿った施設を設置せよ。

5. あいりん貯蓄組合清算業務終了に伴い残存した預金を、釜ヶ崎の労働者の生活保障に還元する措置を行い、その内容を明らかにせよ。労働者、地域との協議の場を作れ。前市長が宣言していたようにあいりん貯蓄組合の清算金は、地区の労働者たちの汗の結晶であり、地域労働者、あるいは釜ヶ崎での再チャレンジを求めて流入してくる人たちのために使うこと。行政が本来、予算組しなければならないものに流用するな。
6. 特別清掃事業を大幅に拡充してください。

- ① 特別清掃事業で、月 13 日以上働けるようにすること。
- ② 物価高騰に対応して、さらに賃金の改定をせよ。
- ③ 特別清掃事業以外に高齢者の従事できる仕事がいまだできていませんが、大阪府の労働政策任せにせず、西成労働福祉センター、大阪ホームレス就業支援センターとの協力体制のもと、釜ヶ崎の労働者やホームレス状態で生活する者のために開拓・確保する具体的な指針・方策を示せ。
- ④ 上記①～③の対策の推進により、釜ヶ崎の高齢労働者の月あたりの収入が、最低賃金×月平均労働時間（166,600 円）に近づくようにせよ。

*ちなみに、この 166,600 円というのは医療費、税金などを考慮すれば「健康で文化的な生活水準を維持するための最低限度」の生活を保障する生活保護法の支給額とも重なり合う金額であり、それを一般の月平均労働日数 22 日で割れば約 7 5 0 0 円/日となります。

- ⑤ 特別清掃事業のような社会的就労制度で補いきれない部分を埋めるため、大阪市・大阪府とも協力してあいりん労働福祉センターなどで民間労働市場に任せきりでない、高齢日雇い労働者向けの仕事の紹介を行い、憲法で保障された『働く権利』をぜひとも守れ。

7. 55 歳未満の不安定労働者への就労対策を拡充せよ。

- ① 常用就職に向かうためには、賃金支給日までの生活費、職場までの交通費、携帯電話代等が必要です。市の委託業務の中から就労機会を提供することにより、収入を得て、貯金を作ることができるようにせよ。
- ② ①を可能とするため、府有施設・府営公園・府民の森、市有施設・市有地等において、就労機会の提供を行なえ。
- ③ さまざまな経験や将来への希望をもつ不安定労働者に寄り添った支援をおこなうため、あいりん地域不安定労働者就労自立支援事業の協力企業を増やしてください

以上、2024 年 5 月 14 日までに大阪市として文書にて回答してください。

第 54 回 釜ヶ崎越冬闘争実行委員会・釜ヶ崎就労・生活保障制度の実現を目指す連絡会

共同代表 本田哲郎・山田實・山中秀俊